

京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（第2弾）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、京都市内の児童福祉法（以下「法」という。）第35条第4項により市長が認可している民営保育所，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項及び第17条第1項により市長又は京都府知事の認定又は認可を受けた認定こども園（保育所型及び幼保連携型に限る。），法第34条の15第2項により市長が認可している家庭的保育事業等，法第59条の2第1項に規定に基づく届出をした施設（法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設を除く。）及び京都市病児・病後児保育事業実施要項第2条において適切な事業運営が確保できると認められる医療法人並びに本市と病児保育事業に関する協定を締結している医療法人等（以下「民営保育園等」という。）が，民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業を実施するに当たり，事業に要する経費に対して，予算の範囲内において補助金を交付することについて，京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱で，新型コロナウイルス感染症対策事業とは，次の各号に定める事業をいう。

- (1) 民営保育園等におけるマスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入，施設等の消毒，感染症予防の広報・啓発等を行う事業。
- (2) 民営保育園等において，職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業（研修受講，かかり増し経費等）。

（補助対象事業及び経費）

第3条 補助対象事業は，民営保育園等が行う新型コロナウイルス感染症対策事業とし，補助対象経費は，令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に前条各号に規定する事業を実施するために必要な経費のうち，市長が適当と認めるものとする。

（補助金の額）

第4条 この要綱による補助金の額は，1施設につき，500,000円を上限額とし，予算の範囲内で市長が定めるものとする。ただし，1,000円未満の金額については，これを切り捨てる。

（補助金の申請兼実績報告）

第5条 条例第9条の規定による申請及び条例第18条の規定による実績報告は，市長が定める期日までに，次の各号に定める書類を提出して行わなければならない。

- (1) 京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金(第2弾)交付申請兼実績報告書（第1号様式）
- (2) 京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金(第2弾)事業計画兼事業報告書明細（第2号様式）
- (3) 補助対象事業に係る領収書等の写し

- (4) かかり増し経費に係る賃金台帳の写し，非常勤職員雇用契約書の写し
- (5) その他参考となる資料

(交付決定兼交付額決定の通知)

第6条 市長は，前条の申請兼実績報告に対し条例第10条各項及び同条例第19条の決定を行い，その旨を京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（第2弾）交付決定兼交付額確定通知書（第3号様式）により通知する。

(変更等の承認の申請)

第7条 条例第11条第1項第1号の規定による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長の承認の申請は，次の各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（第2弾）変更申請書（第4号様式）
 - (2) 事業の変更内容等が確認できる資料
- 2 市長は，前項による申請を受理し，申請内容の変更について必要と認めるときは，京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（第2弾）変更承認通知書（第5号様式）により通知する。
- 3 条例第11条第1項第2号の規定による補助事業等の中止又は廃止に係る市長の承認の申請は，京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（第2弾）中止・廃止承認申請書（第6号様式）により行うものとする。
- 4 市長は，前項による申請を受理し，申請内容の中止又は廃止について承認することとしたときは，京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（第2弾）中止・廃止承認通知書（第7号様式）により通知する。

(是正のための措置)

第8条 市長は，調査の結果，事業者が実施する事業が本要綱に適合しないと認めるときは，これを適合させるための措置を取るべきことを命ずることができる。

(決定の取消し)

第9条 市長は，事業者に対して条例第22条の規定により，補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し，又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。

- 2 市長は前項の規定により取消し等を決定したときは，事業者に対し，速やかに，その旨を京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（第2弾）決定取消・変更通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(補助金の返還命令)

第10条 市長は，条例第22条及び前条の規定により，補助金の交付の決定を取り消した場合等において，既に補助金が交付されているときは，期限を決めて，その返還を命じるものとする。

(交付の条件)

第11条 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には，速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

- 2 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(以下「適化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- 3 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を京都市に納付させることがある。
- 4 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 5 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告による補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。
なお、市長は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を京都市に納付させることがある。
- 6 事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- 7 その他交付の条件については、厚生労働省が定める新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護・福祉分)交付要綱にそれぞれ定めるところによるものとする。

(補則)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども若者はぐくみ局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

第1号様式（第5条関係）

京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（第2弾）
交付申請兼実績報告書

（あて先） 京都市長	年 月 日
事業者の主たる事務所の所在地	事業者の名称及び代表者名 電話 ㊟

京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（第2弾）交付要綱第5条の規定に基づき，関係書類を添えて，補助金の交付を申請します。	
施設の名称	
施設類型	
交付申請額	円
添付書類	(1) 事業計画兼事業報告書明細（第2号様式） (2) 事業に係る領収書等の写し (3) かかり増し経費に係る貸金台帳の写し，非常勤職員雇用契約書の写し等 (4) その他参考となる資料

第2号様式（第5条関係）

京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（第2弾）
事業計画兼事業報告書明細

施設名	
交付申請額	円

交付要綱第2条第1号事業（備品購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発等）

実施事業		契約日	受領日	支払日	支払金額
事業項目	事業詳細 (必要に応じて事業目的を記載すること)				
合 計					円

（記載上の注意）

1. 「事業項目」をプルダウンリストから選択すること。
2. 「契約日」、「受領日」、「支払日」をすべて西暦で入力すること。すべて同一日でも構わない。
3. 契約日は発注日と読み替えても構わない。

交付要綱第2条第2号事業（研修受講、かかり増し経費等）

事業項目	事業詳細（実施期間を明記すること）	支払金額
合 計		円

（かかり増し経費の例）

- ・ 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金
- ・ 感染症対策のために非常勤職員を雇上した場合の賃金

京都市指令 第 号
年 月 日

様

京 都 市 長
〔担当 子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室〕
電話 075-251-2390

京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（第2弾）
交付決定兼交付額確定通知書

年 月 日付けで申請がありました標記補助金については、下記のとおり
交付することを決定しましたので、京都市民営保育園等における新型コロナウイルス
感染症対策事業補助金（第2弾）交付要綱第6条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 事業者の名称：
- 2 施設の名称：
- 3 補助金交付額：
- 4 補助条件
 - (1) 用途目的以外に使用しないこと。
 - (2) 本市が求める報告（書類の提出を含む。）及び検査（立入検査を含む。）に協力すること。
 - (3) 事業の内容等を変更しようとするときは、事前に市長の承認を得ること。
 - (4) 事業を中止又は廃止しようとするときは、事前に市長の承認を得ること。
 - (5) 事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
 - (6) 補助対象期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日である。
 - (7) 事業計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「適正化令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別

に定める期間を経過するまで、京都市長の承認を受けないでこの間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄しないこと。

- (8) 補助の使途に関して明らかになるべき帳簿及び証拠書類を本年度終了後、5年間保管すること。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。
- (9) 上記各号のいずれかに違反した場合は、京都市補助金等の交付等に関する条例第22条第1項により、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することがある。
- (10) その他、補助金の交付を受ける事業者は、京都市補助金等の交付等に関する条例、京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則及び京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症拡大対策事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

【教示】

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第4号様式（第7条関係）

京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（第2弾）
変更申請書

（あて先） 京都市長	年 月 日
事業者の主たる事務所の所在地	事業者の名称及び代表者名 電話 ㊟

京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（第2弾）交付要綱第7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり標記補助金の変更を申請します。

施 設 の 名 称	
施 設 類 型	
交付決定兼 交付額確定日	年 月 日
決 定 番 号	
交 付 確 定 額	円
変 更 後 の 交 付 申 請 額	円
変 更 内 容	

第5号様式（第7条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

様

京 都 市 長
〔担当
電話〕

京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（第2弾）
変更承認通知書

年 月 日付けで申請がありました標記補助金の変更申請について、承認
しましたので、京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助
金（第2弾）交付要綱第7条第2項の規定に基づき、通知します。

第6号様式（第7条関係）

京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（第2弾）
中止・廃止承認申請書

（あて先） 京都市長	年 月 日
事業者の主たる事務所の所在地	事業者の名称及び代表者名 電話 ⑩

京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（第2弾）交付要綱第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり標記補助金の中止・廃止の承認を申請します。	
施設 の 名 称	
施 設 類 型	
交 付 決 定 日	年 月 日
決 定 番 号	
中 止 ・ 廃 止 年 月 日	年 月 日
中 止 ・ 廃 止 理 由	

※ 必要に応じて、添付書類を添付すること。

第7号様式（第7条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

様

京 都 市 長
〔担当
電話〕

京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（第2弾）
中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請がありました補助金の中止・廃止について、承認しましたので、京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（第2弾）交付要綱第7条第4項の規定に基づき、通知します。

第8号様式（第9条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

様

京 都 市 長
〔 担当
電話 〕

京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（第2弾）
決定取消・変更通知書

年 月 日第 号により交付決定兼交付額確定を行った標記補助金について、京都市補助金等の交付等に関する条例第22条の規定により、取消し等を行いましたので、京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（第2弾）交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 事業者の名称
- 2 施設の名称
- 3 取消・変更の内容
- 4 取消・変更の理由

【教示】

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。